

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議幹事会（第4回）

令和元年9月30日（月）

14:00～16:30

中央合同庁舎8号館8階特別中会議室

議 事 次 第

- 1 国際仲裁を活性化するための方策及び越境消費者紛争への対応力を強化するための方策に関する有識者ヒアリング

早川吉尚氏

（立教大学法学部国際ビジネス法学科教授）

- 2 国内民事紛争の国際化への対応力を強化するための方策に関する有識者ヒアリング

関聡介氏

（銀座プライム法律事務所 パートナー弁護士）

- 3 知財紛争における裁判所等の紛争解決能力を強化するための方策に関する意見交換

- 4 次回のヒアリングの対象者及び内容について

（配布資料）

- 1 早川吉尚氏説明資料（国際仲裁・越境消費者紛争）
- 2 関聡介氏説明資料（在留外国人に対する法的サービスの「バリアフリー化」）
- 3 知財司法の魅力を高める「知財裁判所の更なる充実・強化」（提案）
- 4 知財調停について
- 5 知財紛争処理システムの見直しについて
- 6 第5回幹事会におけるヒアリング（案）

国際仲裁・越境消費者紛争

立教大学教授・弁護士

早川 吉尚

I 国際仲裁

1 国際ビジネス紛争における国際仲裁の意義・重要性和わが国の現状

- ・ 国際ビジネス紛争における国際訴訟の機能不全
 - ◇ 国際裁判管轄
 - ◇ 国境を超えた送達・証拠調べ
 - ◇ 国境を超えた判決の承認執行

- ・ 国際仲裁の世界的な隆盛
 - ◇ 事前の仲裁合意により管轄の問題が発生しない
 - ◇ 国家機関ではないため国境を超えた活動が容易
 - ◇ ニューヨーク条約
 - ◇ 当事者による仲裁人選定権を通じて国際的に中立的な判断主体を形成可能
 - ◇ 専門性、柔軟性・迅速性、守秘性

- ・ 日本を仲裁地とする国際仲裁件数の少なさ
 - ◇ JCAA の年平均件数は 2000 年代で 16 件(2017 年: SIAC450 件, HKIAC300 件)
 - ◇ 他方で日本企業は日本以外の世界の国々で国際仲裁手続に巻き込まれている

- ・ 日本を仲裁地とする国際仲裁件数の少なさの要因
 - ◇ 和解志向型の文化
 - ◇ 国内の裁判制度への信頼
 - ◇ 国際ビジネス紛争に国内紛争の考え方を安易に持ち込んでいる点が問題
 - ◇ 仲裁条項の重要性、特に仲裁地の重要性への認識不足
 - ◇ 社内における法務部のパワー不足とマネジメントレベルの理解不足
 - ◇ 日本における国際仲裁に必要なインフラの不足（専用審問施設、仲裁関連法制）
 - ◇ 日本における国際仲裁に対応可能な法曹人材の不足
 - ◇ 海外への PR 不足

- ・ 日本を仲裁地とする国際仲裁件数の少なさの問題点
 - ◇ 紛争発生後に海外で仲裁手続を遂行することの困難性に気づく
 - ◇ 安易な和解提案に流れる傾向
 - ◇ 近時においてグローバル化を進める中小企業においてはさらに強い傾向
 - ◇ 「失われた GDP」の存在
- 2 国際仲裁の活性化のための基盤整備のための取組と今後の課題
- ・ 日本政府による新たな政策
 - ◇ 2017 年・2018 年の「骨太の方針」での「国際仲裁の活性化のための基盤整備」
 - ◇ 当該政策実現のための「関係府省連絡会議」とその中間とりまとめ
 - ・ 「日本国際紛争解決センター」の設立と活動
 - ◇ 2018 年に民間の仲裁関連団体の連合体の発案により一般社団法人として設立
 - ◇ 2019 年より 5 年間の予算で調査委託業務
 - ◇ 虎ノ門における専用審問施設の設立（2020 年 3 月開業予定）
 - ◇ 人材養成のための各種研修セミナー・模擬仲裁・学生向けの仲裁コンペ等の開催
 - ◇ 企業への啓発活動のためのシンポジウム・セミナー・講演等を開催
 - ◇ 海外における PR 活動
 - ◇ 内外の著名な仲裁機関・仲裁関連団体と幅広く連携
 - ・ 仲裁関連法制の整備
 - ◇ 外弁法が認める国際仲裁代理権の範囲の拡大
 - ◇ 最新の国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）モデル法に沿った仲裁法の改正
 - ◇ 裁判所における仲裁判断取消手続や忌避手続の迅速化
 - ◇ 裁判所における英文証拠への訳文添付の免除（裁判所の国際化）

II 越境消費者紛争

1 越境消費者紛争の現状と特徴

- ・ 越境消費者取引の拡大とそれにともなう越境取引紛争の急増
 - ◇ 国内市場は 2006～2010 年で 2 倍、2010 年代で更に 2 倍（2017 年で 16.5 兆円）
 - ◇ 越境も連動して取引量が増大
 - ◇ 問題は取引量の増大に連動して越境消費者紛争も増大

- ・ 越境消費者紛争の特徴
 - ◇ かつては存在しなかった紛争類型であり、インターネットの発達で初めて登場
 - ◇ 係争額が小さいためコストや時間との関係で国際訴訟がさらに機能不全となる
 - ◇ 取引段階では気にならなかった言語の相違という障害が紛争発生後には顕在化
 - ◇ 結果的に「泣き寝入り」の消費者が少なくない

2 越境消費者紛争における現在の課題

- ・ 現状の問題点
 - ◇ 消費者被害が拡大し、それへの不安感が日本の電子商取引の拡大の阻害要因に
 - ◇ 個々の消費者の被害に止まらず、国家的な経済損失の発生
 - ◇ 国際訴訟を含む既存の紛争解決システムでは解決に一定の困難性
- ・ 「国民生活センター越境消費者センター（CCJ）」の機能とその課題
 - ◇ わが国の越境消費者紛争の消費者からの相談に対して助言
 - ◇ 2018年には年間6000件超の相談件数
 - ◇ 連携外国機関を通じて海外の事業者との間であっせん
 - ◇ その際に英語を介した言語的な支援
 - ◇ 現状では連携している外国の機関に数的・地域的な限定
 - ◇ 既に姿を晦ましている悪質事業者に対しては限界（但し情報収集による警告機能）
 - ◇ さらに、事業者側の言い分にも相応の理があるような場合の解決に限界

3 越境消費者紛争の効果的な解決のための対応策

- ・ 消費者庁、国民生活センター、CCJの機能強化
 - ◇ 現状では越境消費者取引に十分に対応可能なだけの人員が不足
 - ◇ 国際的素養を備えた十分な人員が確保できる体制、研修できる体制が必要
 - ◇ 連携する外国機関の地域的・数的・質的な拡大強化の必要性
 - ◇ 連携外国機関が利用できない場合に、CCJが自らあっせんすることができる体制の必要性
 - ◇ 英語以外の言語にも対応できる体制が必要
 - ◇ CCJのデータ・ノウハウを全国の消費生活センターに共有可能とする体制
 - ◇ 相談支援・あっせんを超えた第三者介入型の調停・仲裁サービスが、国民生活センター紛争解決委員会（国センADR）により外国事業者との紛争に対応できる形（言語、IT化など）で提供される必要

- ・ Online Dispute Resolution (ODR) の強力な振興と AI の活用
 - ◇ 2019 年「成長戦略フォローアップ」で検討課題。越境消費者紛争にも威力を發揮
 - ◇ 米国が民間ベースで独走。EU も振興策。UNCITRAL、APEC でモデル規則策定
 - ◇ 日本では ODR 導入が期待されるどの形態でも導入コストの懸念から躊躇
 - ◇ 弁護士法 72 条との調整も必要。現行の特別法の活用又は立法での解決の検討も
 - ◇ さらに、過去の苦情処理・紛争処理ビックデータへの AI の活用も重要課題

- ・ 裁判所における国際訴訟への対応強化
 - ◇ 現状では国際裁判管轄、準拠法につきわが国の消費者に有利な法制が整備
 - ◇ しかし、事実上、国際訴訟の遂行にはコストや時間がかかり断念せざるを得ない
 - ◇ わが国の消費者による海外事業者に対する国際訴訟遂行の負担軽減
 - ◇ 海外との間での送達や証人尋問における IT の利用等、裁判所の IT 化との関係も

- ・ 新しい形の消費者教育と国際的な人材養成
 - ◇ 価格だけでなく取引の安全性をも重視する「消費者」形成のための教育の必要性
 - ◇ 紛争解決のために支援する人材に言語を含めた国際的素養の研修の必要性

- ・ 国家的なグランドデザインの必要性
 - ◇ 関連公的機関の機能強化、ODR・AI 振興、裁判所の国際化、消費者教育、国際人材養成というように分野横断的な対応が必要な課題
 - ◇ 全体を鳥瞰した政府のグランドデザインの下で、個々の課題に対応する必要性
 - ◇ 越境消費者紛争という問題が契機ではあるが、様々な関連問題でわが国が世界においてリーダーシップをとるためのインフラ強化策としても機能する可能性

以 上

在留外国人に対する法的サービスの「バリアフリー化」

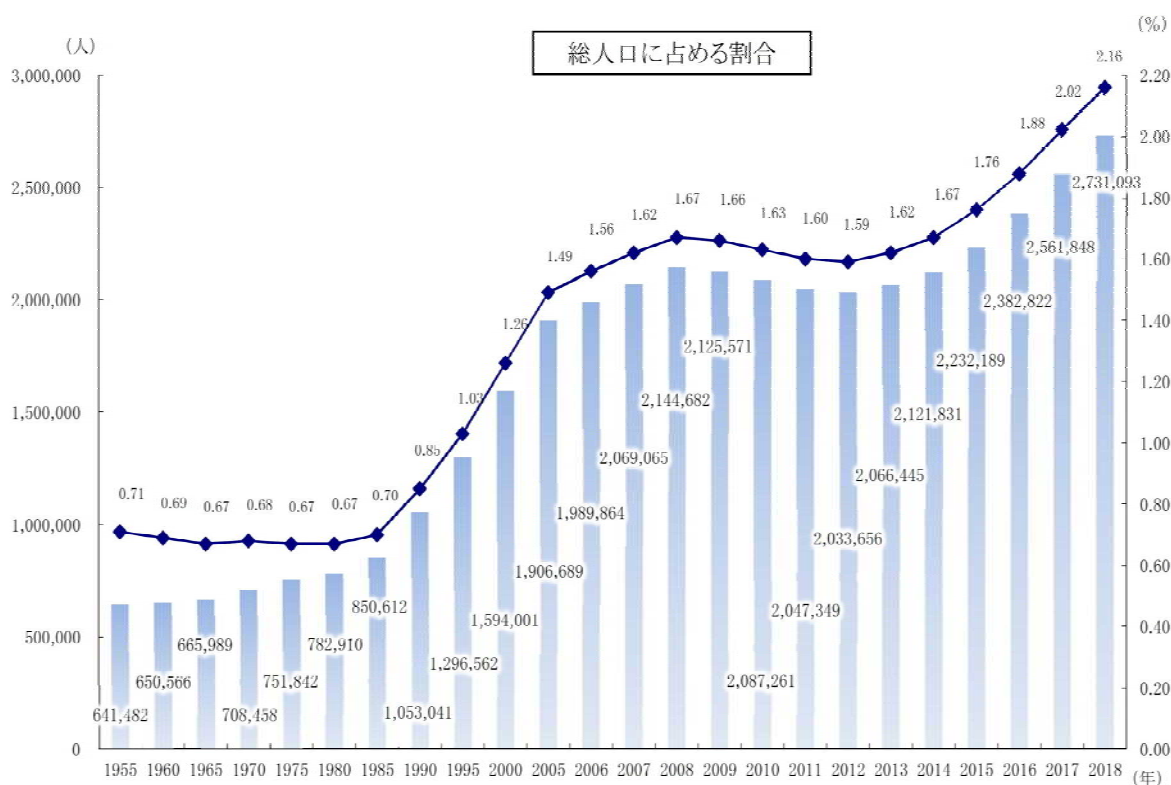
2019/9/30
 弁護士 関 聡介
 (東京弁護士会所属)

1. 【前提】在留外国人の現状

まず、検討の前提として、日本の在留する外国人の数、国籍別構成、使用言語別構成、在留資格別構成などを確認し、求められる諸施策の大枠を簡単に確認しておきたい。

■ 1.1. 在留外国人「数」と「総人口割合」 *1

- 一時的に減少傾向となった在留外国人数も、再び増加に転じた。
- 日本人人口が減少局面になっているのに対し、今のところ増加傾向を維持している。
- 2019年度から開始された新たな外国人労働者受入れ（「特定技能」）の影響により、増加傾向がさらに強まることも予測される。



(注1) 本数値は、各年12月末時点の統計である。

(注2) 1985年末までは、外国人登録者数、1990年末から2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日時点の人口を基に算出した。

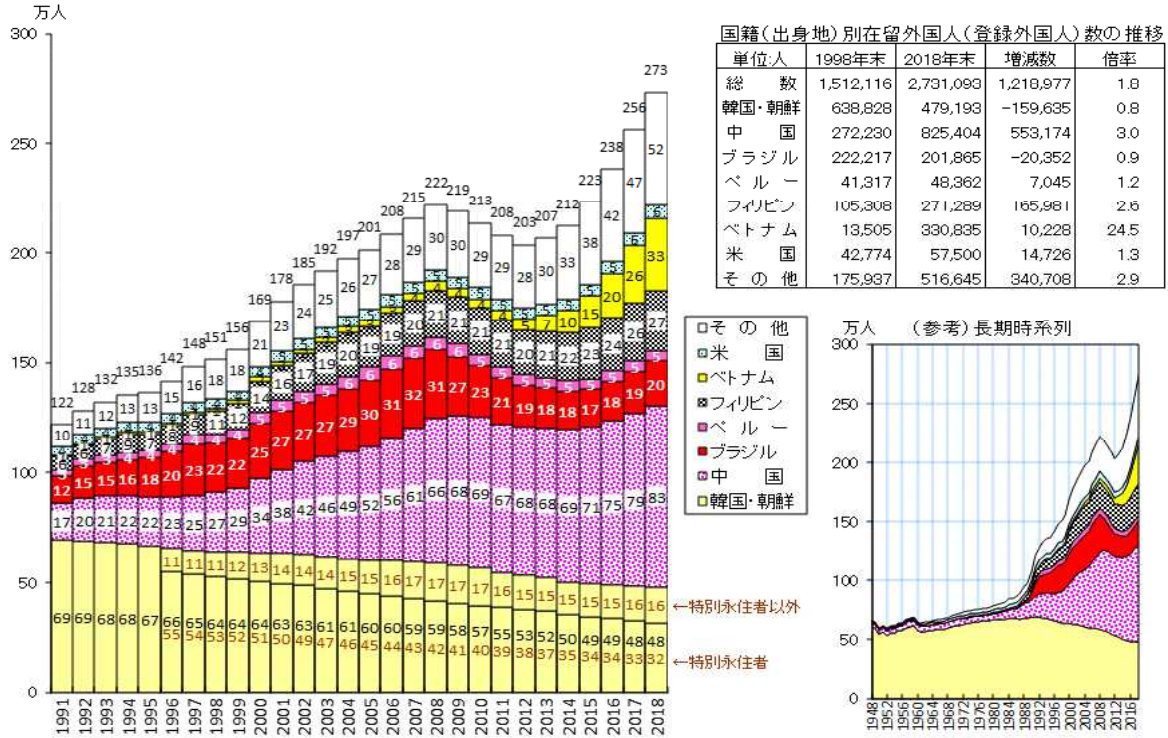
*1 出典：法務省「出入国在留管理基本計画」（2019/4月）

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00140.html

■ 1.2. 在留外国人の「国籍別」内訳 *2

- いわゆるオールドカマーが減り、ニューカマーが増えるという長期的傾向にある。
- 国籍別では、中国籍者が、最大多数となつてなお増加中である。
- ベトナム国籍者が急増しているほか「その他」国籍も増加中である*3。

在留外国人(登録外国人)数の推移(毎年末現在)



(注) 中国には台湾を含む

(資料) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

*2 出典：「社会実情データ図録」 <https://honkawa2.sakura.ne.jp/>

*3 2018年末の在留外国人の国籍別構成の上位10ヶ国の構成割合は、以下の通りである。

- ①中国28.0%、②韓国16.5%、③ベトナム12.1%、④フィリピン9.9%、⑤ブラジル7.4%、⑥ネパール3.3%、
- ⑦台湾2.2%、⑧米国2.1%、⑨インドネシア2.1%、⑩タイ1.9% ※「その他」合計は14.5%

出典：法務省プレスリリース2019/3/22「平成30年末現在における在留外国人数について」

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html

■1.3. 在留外国人の「言語別」内訳 *4

- これは、刑事事件に関する統計ではあるが、原則として被告人の第一言語の通訳を付す実務となっていることからすれば、ある程度在留外国人の言語分布を反映していると考えられる。
- この統計からも、言語別構成割合が刻々と、かつ大きく変化している様子が窺われる。

(2) 言語別有罪人員の推移

(地方裁判所・簡易裁判所総数)

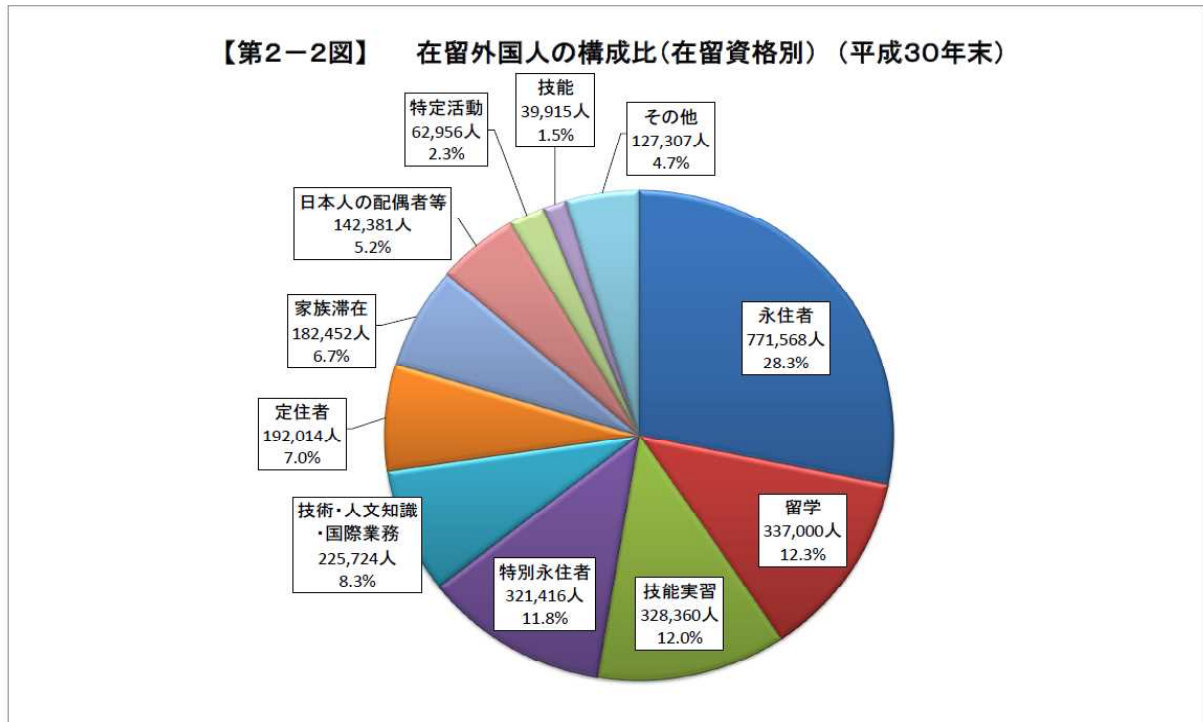
言語	年次	22	23	24	25	26	27	28	29	30
総 数		3,317	2,635	2,437	2,254	2,372	2,688	2,614	2,979	3,712
中 国 語		1,031	881	755	738	824	878	745	907	1,189
北 京 語		981	837	720	709	796	858	723	869	1,140
広 東 語		14	16	11	15	13	8	15	29	36
台 湾 語		7	5	2	2	4	3	2	3	6
福 建 語		8	5	4	1	1	—	—	1	2
上 海 語		1	1	4	2	2	4	1	3	2
そ の 他		20	17	14	9	8	5	4	2	3
韓 国 ・ 朝 鮮 語		377	250	225	170	157	125	137	114	119
ポ ル ト ガ ル 語		332	219	235	218	225	218	239	212	214
フィリピン(カボラ)語		394	324	277	221	216	248	235	242	254
ス ペ イ ン 語		243	199	162	167	152	133	145	128	125
ベ ト ナ ム 語		229	206	191	222	274	483	538	705	986
タ イ 語		141	85	109	94	102	132	122	140	164
英 語		194	197	169	145	165	196	173	185	203
ペ ル シ ャ 語		116	74	69	61	43	37	35	40	30
シ ン ハ ラ 語		35	25	23	33	25	32	17	28	58
イ ン ド ネ シ ア 語		28	15	13	16	17	25	47	51	60
ベ ン ガ ル 語		25	12	25	18	10	22	11	10	15
ウ ル ド ウ ー 語		21	13	26	18	21	13	17	14	23
ロ シ ア 語		27	23	30	16	24	15	13	25	36
ト ル コ 語		10	14	18	13	15	16	25	36	36
モ ン ゴ ル 語		17	16	10	6	7	19	19	23	32
ミ ャ ン マ ー 語		14	5	12	13	3	6	9	18	30
ネ バ ー ル 語		13	8	6	12	7	13	16	29	37
タ ミ ー ル 語		6	1	2	4	1	3	5	6	8
フ ラ ン ス 語		21	19	16	17	15	15	14	15	15
パ ン ジ ャ ビ 語		6	2	12	4	8	5	8	4	7
ヒ ン デ ィ ー 語		8	5	7	6	6	10	8	9	8
ヘ ブ ラ イ 語		6	3	5	—	1	1	1	—	—
そ の 他		23	39	40	42	54	43	35	38	63

(注) 被告人に通訳翻訳人が付いた実人員である。

*4 出典：「裁判所データブック2019」 <http://www.courts.go.jp/about/databook2019/index.html>

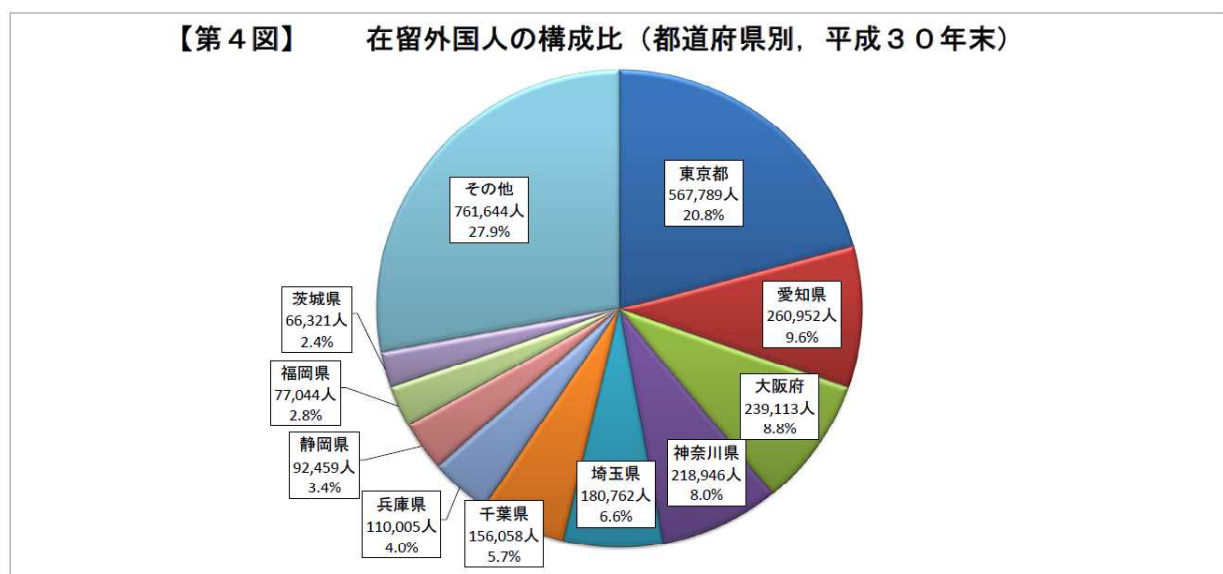
■ 1.4. 在留外国人の「在留資格別」内訳 *5

- 「特別永住者」に加え、一般「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」などが多数を占め、永住化・定住化傾向が顕著である。
- 一方、労働力は、技能実習生や留学生に依存している状況が続いている。(2019年度から開始された「特定技能」による労働者受入れが、この構成比にどのような影響を及ぼすのかは、未知数)



■ 1.5. 在留外国人の「都道府県別」内訳 *6

- 上位10都府県に全国の7割が集中している一方、「その他」の37道府県には散在している。
- なお、このグラフには出ていないが、地域毎に多数を占める国籍は異なる。



*5 出典：前掲・法務省プレスリリース2019/3/22「平成30年末現在における在留外国人数について」

*6 出典：同上

2. 在留外国人へのリーガルサービス 検討のポイント

上述の1.1.～1.4.の統計等を前提として、在留外国人に対して求められるリーガルサービスを検討するにあたってのポイントは、以下の通りと考えられる。

■2.1. 分析 : まず、1.1.～1.4.の統計からは、以下の点を確認することができよう。

- 在留外国人の人数と総人口比は、2019年度から新たな外国人労働者受入制度が始まったことも相まって、増加傾向がさらに強まることも予測される。
- 出身国構成割合は刻々と変化しており、出身国・使用言語の多様化傾向・変動傾向が窺われる。
- 在留資格構成割合においては、「特別永住者」に加え、一般「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」などが多数を占め、定住化・永住化傾向が顕著に見られる。
- 居住地別割合については「集住」都市もある一方で「散在」もしており、集住・散在の併存傾向がみられる。高齢化がむしろ地方で加速していることや、特定技能外国人の受入れ分野に介護・農業・漁業等が含まれていることからすれば、医療・福祉分野、サービス業分野や第一次産業分野などの労働力として、外国人材がこれまであまり外国人住民がいなかった地方へと拡散することも想定される。

■2.2. 分析を踏まえての検討ポイント

	ポイント
①増加傾向	◆新たな外国人労働者受入れ制度開始に伴ってさらなる増加が予測される外国人人口に対応し、日本が選ばれる国であり続けるためにも、在留外国人に対するリーガルサービスの体制全体について、なお一層整備することが求められる。
②出身国・使用言語の多様化・変動傾向	◆言語・文化・制度面でのリーガルサービスの対応施策も、常にアップデートし、最新の出身国構成に対応した状態をキープすることが大事である。 ◆あわせて、多文化共生社会の基盤作りという積極的側面も意識されるべきである。
③定住化・永住化傾向	◆今や、外国人人口の多数は"一時的なお客さん"ではなく、社会に定着した構成員であることを再認識し、抱える問題の多様化・複雑化・深化に対応できるリーガルサービスへと発展させる必要がある。
④集住・散在の併存傾向	◆それぞれの地域の実情に応じた現実的・実効的なリーガルサービスの構築が求められる。

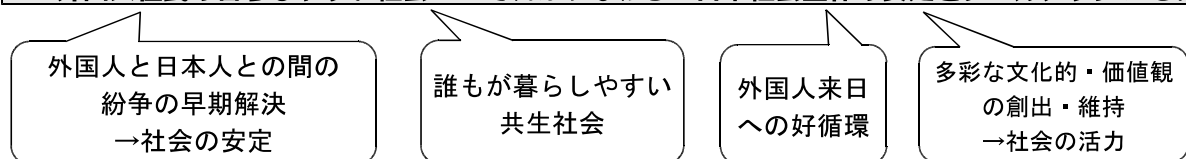
現時点でもある程度の外国人向けのリーガルサービス体制は構築されているものの、まだ不十分な点や手薄な地域がある*7



新たな外国人労働者受入れ政策へと舵を切った現段階において、上記の4傾向を踏まえつつ、リーガルサービスの「バリアフリー化」を早急に推進し、使い勝手を向上することが必要*8



外国人住民の暮らしやすい社会へ = それはすなわち = 日本社会全体の安定とレベルアップにも。



*7 法テラスの多言語対応も改善されているが、情報提供場面や相談受付場面に限定。各地弁護士会でも、外国人法律相談を実施しているところと実施していないとが混在している点など。

*8 外国人法律相談の場面のバリアフリー化全般について、拙稿「外国人法律相談における2つの壁—弁護士立場から—」（東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 別冊2』63～72頁 http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer_old/2009/10/pdf_1.html）参照。

3. 在留外国人へのリーガルサービスの現状と課題（バリア）

在留外国人のリーガルアクセスの現状を、弁護士対応の流れを例に、手続段階別に検討してみる。

※ 設例イメージ

- ◆勤務先から外国人差別を受け、文句を言ったら解雇通告をされてしまった外国人Aさん（X国籍）
 - 労働組合にも加入しておらず、弁護士に相談する方法もわからない。
 - 来日して半年であり、日本語はあまり理解できない。
 - 係争中や復職・転職後の在留資格がどうなるかも心配だ。
- ◆Y国から食品や小物類を輸入するためにY国法人の日本支店を登記して商売を開始したが、日本の卸売先から商品の品質を理由に代金の支払いを拒まれている外国人Bさん（Y国籍）
 - 日本語は日常会話には不自由しないが、法律用語や取引慣行はよくわからない。
 - 契約上のトラブルに適用される法律が日本法なのかY国法なのか、仮に裁判をする場合、日本の裁判所でできるのかなど、疑問が尽きない。
 - このようなトラブルが、将来の「永住者」資格を得ることの支障にならないか心配だ。

3.1. [前提]「バリア」の諸類型

- 日本語を第一言語としない → 言語的バリア
- 外国の制度・文化と結びついている → 制度的・文化的バリア
- 在留資格の問題が絡む場合が多い → 入管制度に関連するバリア
- 日本法や日本の裁判所により解決されるとは限らない → 準拠法・管轄に関連するバリア

3.2. 各手続段階における「バリア」*9と、考えられるバリアフリー化の対策「私案」

①【相談準備】相談先がどこにあるかわからない。多言語情報が少ない。

△法テラスは、通訳会社と契約し、日本語含め10言語*10で情報提供を実施中。

△ワンストップセンターは、11言語*11での対応を想定中。

- ◆相談先へのアクセス方法に関する情報を集約した上で、在留外国人の国籍内訳の変動も踏まえつつ、多言語により様々なチャンネルを通じて広報・周知に努める。
- ◆法テラス等のアクセス先においては、情報提供のための対応言語のさらなる拡大を図る。
- ◆各地での通訳確保が容易ではない少数言語や相談拠点までの移動が困難な当事者の場合、オンライン通訳を活用する等して対応力を強める。

②【相談】外国法や外国人特有の制度・文化、入管手続に精通する弁護士が、見つけにくい。

△日弁連は、外国人事件対応研修を継続実施中。

△弁護士の任意団体「外国人ローヤリングネットワーク（LNF）」が1500名以上の会員を全国展開

- ◆各弁護士会+LNFの対応力強化に、関係機関が必要な協力を行う。
- ◆各地の法テラス+ワンストップセンターと地元弁護士会との連携を強化する。

③【相談】法律相談をしたいが、相談費用の支払いが困難である。

△外国人当事者も、資力の乏しい場合、一定条件下で、法テラスの「民事法律扶助制度（法律相談援助）」が適用され、法律相談の弁護士費用と通訳費用の自己負担が免除される。

*9 筆者が、これまでの実務経験の中で、外国人依頼者・相談者複数名から聞いた声を抽象化して取りまとめたもの。

*10 従来の8言語（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語）に加え、2019年度よりネパール語とタイ語に追加対応

*11 上記法テラス対応10言語に、インドネシア語を加えたものを想定。

- ◆各地のワンストップセンターで、法テラスの民事法律扶助の適用される法律相談を実施できるようにするため、ワンストップセンターの「法テラス指定法律相談場所」への指定を迅速に推進する。
- ◆法律扶助等とは別に、各地のワンストップセンターが、外国人支援の一環として外国人当事者の無料法律相談を提供し、その相談の運営費を国からの交付金と自主財源とで賄う方式も、積極的に推進する。

④【相談・受任・提訴等準備】第一言語の通訳がなかなか見つけれられない。見つかったとしても、通訳・翻訳費用の負担が重い。

- △法テラスは、相談受付は9言語対応だが、法律相談自体や受任後の通訳は通訳会社との契約範囲外。
- △ワンストップセンターの通訳も、事件受任後に利用できるかどうかは各所ばらばら。
- △法テラスでは、事件受任後の通訳・翻訳費用は、原則として当事者負担（後日法テラスへ償還）。
- △裁判所提出書類は、当事者が日本語に翻訳する必要あり*12。

- ◆主要言語（11言語？）については、法テラスまたはワンストップセンターが一元契約する通訳会社のサービス等を、法律相談や事件受任後においても一定条件下で利用できる仕組みを作る（契約先通訳会社のサービス提供範囲の拡大など）。
- ◆少数言語については、弁護士会—法テラス—ワンストップセンター等の通訳人情報の共有化を推進するとともに、オンライン通訳も現実的手段として積極的に活用する。
- ◆あわせて、法テラスの民事法律扶助（代理援助）制度において、原則として償還対象とされている通訳・翻訳費用の当事者負担についても、軽減策を検討する。
- ◆裁判所提出書面の翻訳範囲・方法についても、当事者の負担の合理化を裁判制度の運用上工夫し、外国人当事者等への過度の負担が裁判を受ける権利の障害とならないよう留意する。

⑤【提訴・申立て】裁判所の施設内の案内が日本語のみで、行くべき部屋が見つけれられない。裁判所の各種申立て書式も高度な日本語の使用を前提としている。

- △裁判所の建物内外の案内表示（サイン）はほぼ日本語だけとなっている。
- △裁判所の大部分の書式は日本語でのみ整備されており、受付窓口において通訳サービスも提供されていないのが通例である。

- ◆裁判所の施設の案内表示等の多言語化（+ルビ振り）を早急に推進する。
- ◆裁判所の受付窓口等においても、代理人を選任していない外国人当事者等が利用できる通訳サービスを整備する。
- ◆裁判所の各種手続案内・基本書式につき翻訳文の整備を進める。また、少なくとも、「やさしい日本語」版や全部ルビ振り版は、早急に整備する。

⑥【尋問期日等】証人尋問や本人尋問で法廷通訳が付される場合、高額な法廷通訳費用の予納が当事者に求められる。他方、法廷通訳の能力・資質が制度的に担保されていない。

- △法廷通訳の選任は裁判所が行うが、通訳人の資格制度は未だ整備されておらず、通訳品質が客観的に担保されていない。
- △法廷通訳の費用は、裁判所の見積もり額全額を、当事者が予め納付しなければならない。

- ◆法廷通訳人の資格制度の整備（民間資格の活用等も含む）に向けた検討に着手する。
- ◆外国人の裁判を受ける権利が費用負担の点から阻害されないよう、法廷通訳費用についても当事者の負担の軽減を進める*13。

*12 裁判所法74条（裁判所の用語） 「裁判所では、日本語を用いる。」

*13 万が一にも、法廷通訳費用の負担が重荷となって証拠申し出（証人尋問の請求）を差し控えるような当事者が発生しないよう、法廷通訳費用分について法テラスの償還額を調整する方法などがひとまず考えられよう。

4. 在留外国人へのリーガルサービスのバリアフリーに向けた処方箋

最後に、上記2.と3.で述べた各バリア除去施策のうち、重要と思われるものを改めて整理しておきたい。

1) 情報提供関連

- 法テラス・ワンストップセンター・弁護士会等の関係諸機関のアクセス先情報の集約
- アクセス先情報の提供媒体及び提供言語の多元化推進

2) 法律相談関連

- 相談場所への来所困難外国人に対する、オンライン相談を含むアクセス手段の多元化推進

3) 通訳関連

- ◎ 情報提供～相談～提訴等準備～提訴等～裁判期日～判決等に至るまでの、"空白地帯"がない通訳・翻訳サービス提供の充実化
- 法テラスやワンストップセンターの提供する通訳サービスの利用範囲拡大
- 関係諸機関の、少数言語の通訳人名簿情報共有と相互融通・協力*14
- 裁判所施設案内表示（サイン）と裁判の各種手続案内・基本書式の多言語化（+ルビ振り）推進
- 法廷通訳の質を担保する方策と、当事者の通訳・翻訳費用負担軽減策の検討

4) 関係諸機関等の外国人事件対応力（多文化・多言語、入管法、外国法等）関連

- 外国人事件精通弁護士の継続的養成と全国配置
- 関係諸機関の協力・連携の強化

5) 当事者の経済的負担の軽減関連

- ワンストップセンターに対する法テラス「指定法律相談場所」指定の推進
- ワンストップセンター所管の法律相談運営における、「外国人受入環境整備交付金（運営）」の積極活用

※補足) 多文化共生社会実現のためには、以下の点にも留意が必要

- 外国人リーガルサービスの全ての関与者について、多文化共生・差別禁止の意識を徹底
- 差別に対する実効的防止・救済体制の構築

以上

*14 日弁連と各地の弁護士会も、ワンストップセンター等との連携を進め、外国人に対するリーガルサービスを充実させるべく、各種施策を進めているところである。以下はその例である。

①ワンストップセンターとの提携と法律相談担当弁護士の派遣の推進、②外国人事件の精通弁護士確保のための各種研修の実施と弁護士団体（LNF）との連携、③各種関連書籍の出版、④全弁護士会参集による全国協議会の実施と、日弁連「多文化共生ワンストップセンター対応プロジェクトチーム」の設置

知財司法の魅力を高める「知財裁判所の更なる充実・強化」(提案)

2019.9

「知財司法に関する経済界と司法関係者のダイアログ」(別紙参照)においては、本年3月以降、司法分野に期待される役割、課題等を踏まえ、知財司法分野の魅力を高めるための方策について検討を重ねてきたところ、経済界から、以下のような内容が、民事訴訟手続一般の整合性に留意しつつ、今後の検討が望まれる方向性として、示された。

方向性 1 知財紛争における司法型ADRの充実

○ 知財紛争における司法調停の柔軟化・充実

東京・大阪の地方裁判所において今秋から知財調停が実施されること、知財調停が現行法の枠内では合意管轄を基礎とするものであることから、今後、その利用状況を踏まえつつ、民事調停の管轄に関する規律の見直しを含め、知財調停の柔軟化・充実化のために必要な方策について検討を進めてはどうか。

※ 民事調停法第3条第1項

「調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。」

○ 民間仲裁をモデルとした司法上の審理モデルなど

知財紛争における紛争解決メニューの充実を目指し、①裁判所の司法型ADRにおいて、民間仲裁を参考にした新たな審理モデルの検討、②民間ADR利用を適時に勧奨する方策など新たな運用・手続についても検討を進めてはどうか。

※ 現行法においても、解釈上、当事者の合意による上訴禁止等があり得る。

方向性 2 知財裁判所のサービス・審理充実

○ 知財高等裁判所における大合議事件の取扱範囲拡大

知財高裁大合議事件について、特許権等に関する訴え等に限定されている現行の取扱対象範囲について、著作権や意匠等に関する訴えについても対象とするよう見直しを行うなど、知財高裁の規範形成機能の強化を図るため、知財高裁へのアクセス向上やサービス強化に向けた検討を進めてはどうか。

※ 民事訴訟法第310条の2「第六条第一項各号に定める裁判所が第一審としてした特許権等に関する訴え(特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えを指す。)についての終局判決に対する控訴が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。」

※ 知財高裁を含むビジネス関係の裁判部門を、2021年頃に東京・中目黒に移転する「ビジネス・コート」構想が現在、進行している。

方向性3 国際仲裁を含む国際知財紛争に対する対応強化

○ 裁判手続における外国語利用の容易化（証拠の訳文添付の不要化）

国際的な知財関係裁判における当事者の負担軽減・審理の効率化の観点から、適切な事件類型を選別し（仲裁関連の非訟事件など）、かつ、当事者の同意等の適切な要件を設定の上、裁判手続における外国語の証拠提出について法令上の訳文添付義務を緩和する等の検討を進めてはどうか。

※ 裁判所法第74条 「裁判所では、日本語を用いる。」

※ 民事訴訟規則第138条1項 「外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない。」

○ 国際的な知財関係裁判についての専門的処理

国際的な紛争対応を強化する一環として、民間の国際仲裁活性化をサポートする観点からも、知財に関わる仲裁判断取消事件等の管轄集中を図る（東京地裁専門部など）など、国際的な通用性を有する効率的な事件処理をするための専門体制の強化方策について検討を進めてはどうか。

方向性4 知財訴訟分野におけるICT技術の効果的活用

○ 知財訴訟審理におけるIT化の導入

現在、政府で検討が進められている民事裁判手続のIT化については、特に知財紛争分野について、オンライン申立て、裁判記録の電子化、電子納付、ウェブ会議による審理等の早期実現のニーズが高いことを踏まえ、迅速に検討を進めてはどうか。

※ 法務省では、来年2月の法制審議会への諮問を目指し、現在、研究会に参加するなどして、IT化に伴う法制面の検討等を進めている。

○ 知財訴訟を含む判決情報のオープンデータ化

知財訴訟を含む幅広い分野の裁判例を集積してオープンデータ化を図ることは、紛争解決の予測可能性を高め、裁判の信頼性向上にも資するから、そのニーズを踏まえ、政府において、公開の在り方や可能な方策（匿名化、データベース化など）について、検討を進めてはどうか。

方向性5 知財訴訟における審理・判断の適正に資する制度改革

○ 「アミカス・ブリーフ」等の審理・判断充実のための方策

知財訴訟手続において、審理・判断の充実を図るため、影響力の大きな事件等に関し、国内外の幅広い第三者から意見を募る「アミカス・ブリーフ」制度の導入や、「マークマン・オーダー」を参考に、裁判所がクレーム解釈等につき適時の心証開示を行う運用の促進など、ユーザーのニーズを踏まえた審理・判断の方策について検討を進めてはどうか。

○ 「アトニーズ・アイズ・オンリー」等の審理適正化のための方策

近年、知財訴訟における証拠収集手続の相当な拡充に伴い、訴訟手続における企業秘密保護も含めた審理の在り方についても改めて検討する必要があるところ、例えば、企業秘密情報の証拠開示を代理人に限定する「アトニーズ・アイズ・オンリー」や、知財訴訟分野に限った一定範囲での弁護士強制制度や弁護士費用敗訴者負担の導入など、審理の適正化に資する方策について検討を進めてはどうか。

「知財司法に関する経済界と司法関係者のダイアログ」について

1 趣旨

知財司法については、司法制度改革から一貫して、利用者にとって信頼ができ魅力ある紛争解決機能を果たすため、経済界等の意見を受けて司法関係者等による取組が続けられてきたところ、知財司法を巡る昨今の状況に鑑み、今後、知財司法や裁判所に期待される役割、課題等について、利用者である経済界の声を踏まえ、忌憚ない意見交換を行うことを目的とする。

2 構成員

【産業界】 日本経済団体連合会

日本知的財産協会

経営法友会

【司法関係】 法務省

最高裁判所

日本弁護士連合会

3 その他

平成31年3月以降、定期的に意見交換を実施

基本コンセプト

※東京地裁及び大阪地裁において、令和元年10月1日から運用開始

- ビジネスの過程で生じた知的財産権をめぐる紛争について、一定の期日までに提出された資料等に基づく調停委員会の助言や見解を元に、簡易・迅速に解決を図り、また、当事者間の交渉の進展・円滑化を図る。

対象となる紛争

- 当事者間の交渉中に生じた知的財産権をめぐる紛争のうち争点が過度に複雑でないもの（特許権侵害のケース以外に、商標権、著作権、不正競争防止法等の知的財産権に関する紛争を幅広く対象）
- 特定の争点（特定の構成要件充足性、損害額、ライセンス料等）の紛争解決も可能

申立方法等

- 東京又は大阪地裁で調停を行う旨の管轄合意書面
 - 東京又は大阪地裁の知的財産権部の裁判官1名と知財事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などの調停委員2名の合計3名からなる調停委員会により、調停を実施
- ※ 住所等が東京又は大阪以外にある場合も利用できます。（遠方の場合等には、調停委員会の判断により、テレビ会議等を利用することも可能）
- ※ 申立手数料について
 - ・ 民事訴訟の手数料の半額以下（例：訴額等が1億円の場合 訴え提起手数料・・・32万円 民事調停申立手数料・・・13万3000円）
 - ・ 調停不成立の場合、2週間以内に訴訟を提起した場合、手数料の引き継ぎが可能

審理の特徴・利点

柔軟性

- ・ 解決したい紛争を当事者が設定（特定の争点に絞った解決も可）。
- ・ 調停委員会の見解等を得て申立てを取り下げ、当事者間の自主的交渉に戻ることも可能。

迅速性

- ・ 原則として、3期日の迅速な審理と心証開示（当事者のニーズに合わせた審理期間の調整可能）

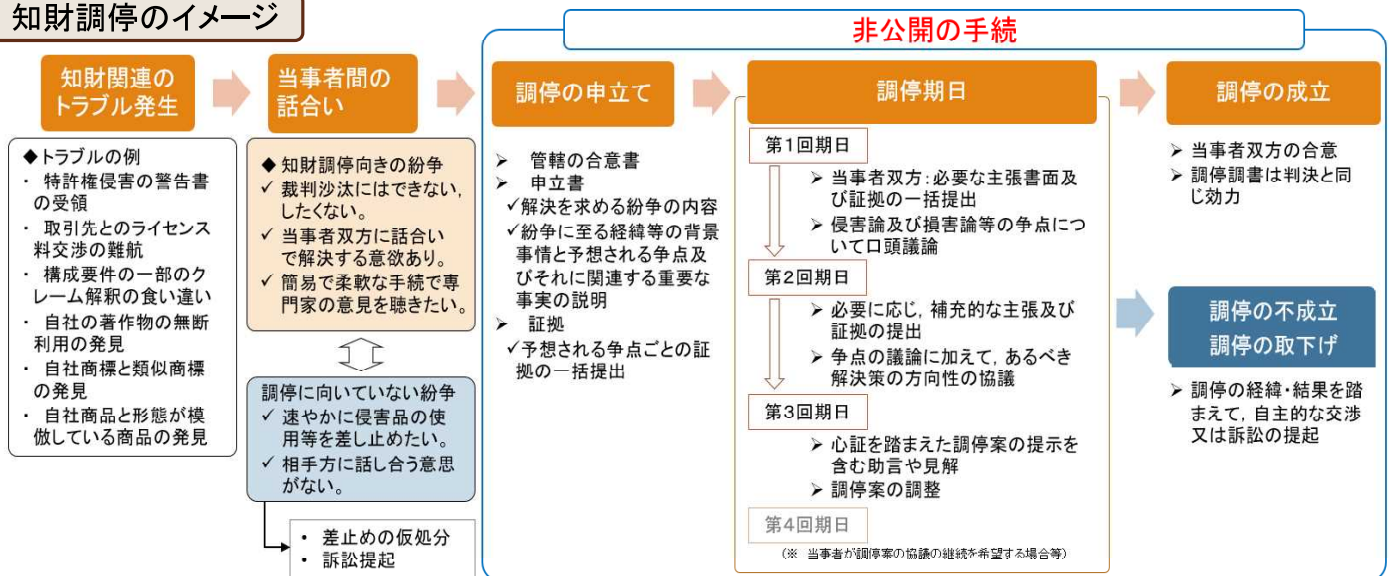
専門性

- ・ 知財部の裁判官、知財事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などによる知財専門の調停委員会
- ・ 裁判所調査官の利用

非公開

- ・ 申立ての有無も含め手続は非公開

知財調停のイメージ



知財調停の詳しい内容は、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

東京地裁知財部 又は 大阪地裁知財部で **検索**

※ 東京地裁 http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/l3/Vcms3_00000618.html

※ 大阪地裁 http://www.courts.go.jp/osaka/saiban/tetuzuki_ip/index.html

(参考)知財調停の活用事例

①商標権(類似商標の使用)

X社は、Y社の運営するオンラインショッピングサイトを通じて商品を販売していたが、Z社が自らの商標権をX社が侵害しているとY社に通告したため、Y社からアカウント停止の通知が来て、出品ができなくなった。X社は、同社の使用する標章はZ社の登録商標とは類似していないと繰り返し説明したが、アカウントは回復されず、商品を販売できない状況にある。X社としては、Z社に対する訴訟提起も考えているが、商品販売を一刻でも早く再開したいので、Y社とZ社を相手の調停を行い、裁判所から商標権侵害はしていないとの見解を得て、アカウント回復のための話し合いをしたい。

②商標権(先使用の抗弁)

商標権者X社から商標権侵害の主張がされているが、Y社としては類似の標章を先に使用しており、その地域では周知であると考えている。他方、X社は、周知性の要件は充足していないので、先使用権の抗弁は認められないと主張し、交渉が行き詰まっている。X社としては訴訟までは考えておらず、調停委員会の助言を得て紛争を円満に解決したいと考えている。

③著作権(著作物の違法利用)

X社は、自己のホームページで商品の販売等をしていたところ、Y社がX社のホームページのデザインとよく似たホームページを立ち上げ、顧客の間に混同が生じている。Y社は著作権侵害を否定するが、X社としては、顧客に混同が生じない程度に、ホームページの修正を求めたいと考えている。

④著作権(著作物の違法利用)

X社は、自社の著作物をY社がウェブサイトに違法アップロードし収益を得ていたことを発見した。著作権侵害の点について当事者間に争いはないが、損害額の主張に大きな隔たりがある。Y社は、収益に関する資料を裁判所に開示するつもりはあるが、X社への開示は拒んでいる。

⑤不正競争(営業秘密)

X社は、元従業員Yが競業他社のZ社に転職した際に、営業秘密を持ち出したとの疑いを持っている。X社としては、営業秘密を持ち出された証拠は乏しいものの、Yが持ち出した資料があればその返却を望んでおり、Z社としても自社の従業員が訴えられることは避けたいと思っており、非公開の手続で解決したいと考えている。

⑥不正競争(形態模倣)

アパレル業を営むX社は、季節ものや流行ものの独自の衣服を取り扱っている。X社としては、自社の売れ筋商品の形態を模倣している商品が次々と出ているので、困っている。その中でも特に似ていて販売額も大きいY社については訴訟を提起する予定であるが、その他の会社については資力もなさそうなので話し合いを通じて販売の中止は求めたいと考えている。

⑦特許権(構成要件の充足)

中小企業のX社は、Y社から特許権侵害の通知を受けたが、取引関係があるため、製品の仕様変更をすることで訴訟を避けたい。そこで、X社は、Y社に対して仕様変更の旨を具体的に伝えたが、Y社は仕様変更後の製品についても特許権侵害であると主張し、交渉が行き詰まっている。X社としては、Y社との間の継続的な取引を望んでいるので、訴訟によらずに紛争を解決したい。

⑧特許権(共同発明に係る特許の帰属)

X社は、取引先のY社と共同で製品開発をしていたところ、製品の開発に伴い、新たな発明が生まれ、その特許権は自己に帰属すると考えているが、Y社との間で主張が対立している。X社は、Y社との協力関係を維持したいと考えており、話し合いにより紛争を解決し、共同事業を継続したいと考えている。

⑨特許権(ライセンス交渉の援助)

X社は、Y社との間でライセンス料の交渉を継続してきた。X社としては、製品等の安定的な出荷のため、速やかに適正なライセンス料について、第三者の意見を聴いて、合意したいと考えている。

⑩特許権(ビジネスリスクの早期把握)

ベンチャー企業のX社は、人工知能に関する特許を得たことから、Y社との間で出資交渉をしていたところ、Y社から当該特許の無効リスクを指摘され、出資条件等の交渉が難航している。X社としては、無効リスクが低いと考えており、限られた時間と費用の中で、ビジネスリスクを客観的に把握し、交渉をまとめたいと考えている。

知財紛争処理システムの見直しについて

令和元年 9 月
特許庁

1. これまでの議論
2. 今後の検討テーマ案
3. 議論の進め方

企業経営、知財活動のパラダイムシフト

キャッチアップ型

(他国に追いつけ追い越せモデル)

- ✓ 「もうかる形」が既知
- ✓ 新たな「もうかる形」に企業が殺到
- ✓ ブルーオーシャンを回避

企業経営

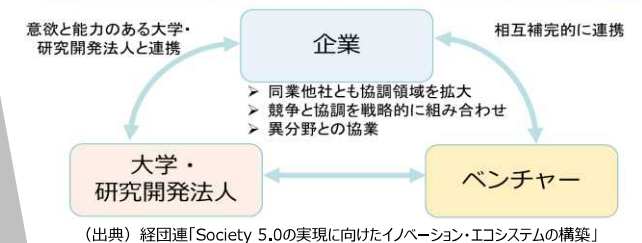
フロントランナー型

(知財で稼ぐモデル)

- ✓ 既存のプレイヤーがいる場所を避けて利益率向上を目指す
- ✓ オープンイノベーションへの取組み
- ✓ ブルーオーシャン志向

Society 5.0

- ✓ 常に顧客の潜在ニーズを探求 (デザイン経営)
- ✓ オープンイノベーションの日常化



Defensive

- ✓ クロスライセンスのための数を確保
- ✓ お互い訴えない
- ✓ 経営と遠い

知財活動

Profit center

- ✓ 自社・他社がどんな権利を持っているのかを明確化
- ✓ 量より質を重視
- ✓ 侵害されたらとことん戦う
- ✓ 経営層が参画

Future creation

- ✓ 事業に必要な知財の確保を働きかける (R&D、M&A、オープンイノベーション)
- ✓ 経営と知財の一体化

特許庁の主な取組みの俯瞰

これまで

キャッチアップ型の
経営に対応した制度

審査期間
(滞貨の解消を第一)

近年の
政策の柱

大学、中小企業支援

国内外での早期安定的な
権利の取得支援

権利行使環境の整備

中小料金一律半減

PPHの新興国への拡大

標準必須特許交渉
ガイド

最近の取組

スーパー早期審査

グローバルな法曹実務者
とのネットワーク形成

スタートアップへの
ハンズオン支援

海外向け発信強化

知財訴訟制度
(査証、損害賠償)

IP BASE

UIの改善

意匠法大改正

デザイン経営

これから

大学、中小・ベンチャー企業が
主体となるオープンバージョンの促進

国内外での早期安定的な
権利の取得支援

知財訴訟制度の
不断の見直し

訴訟制度見直しの経緯

- 証拠収集手続の規定について、随時見直しを実施。

改正内容

	改正内容
平成11年改正	<ul style="list-style-type: none">書類提出命令の対象に「侵害行為について立証するため必要な書類」を追加。（特許法第105条第1項）裁判所によるインカメラ手続規定（特許法第105条第2項）の新設。具体的態様の明示義務の導入。（特許法第104条の2）
平成15年改正	<ul style="list-style-type: none">専門委員の訴訟手続への関与を可能にする規定（民事訴訟法第92条の2）の新設。提訴予告通知をすることにより、訴え提起前における照会、証拠収集のための処分（文書等の送付嘱託、調査嘱託など）を可能にする規定（民事訴訟法第132条の2～第132条の4）を整備。
平成16年改正	<ul style="list-style-type: none">当事者、代理人、補佐人のインカメラ手続への関与を可能にする規定（特許法第105条第3項）の新設。秘密保持命令規定（特許法第105条の4～第105条の6）の新設。当事者尋問等の公開停止規定（特許法第105条の7）の新設。
平成30年改正	<ul style="list-style-type: none">書類等提出の必要性判断におけるインカメラ手続（特許法第105条第2項）の導入。専門委員のインカメラ手続への関与を可能にする規定（特許法第105条4項）の新設。
令和元年改正	<ul style="list-style-type: none">査証制度（特許法第105条の2）の創設。

損害賠償算定方法見直しの経緯

- 損害賠償算定方法の規定について、これまでも随時見直し。

	改正内容
昭和34年 改正	<ul style="list-style-type: none">● 侵害者利益を損害額と推定する規定（現特許法第102条第2項（旧第1項））を新設。● 特許発明の実施に対し通常受けるべき金銭の額（実施料相当額）を損害額として請求できるとする規定（現特許法第102条第3項（旧第2項））を新設。● 過失の推定規定（特許法第103条）を新設。
平成10年 改正	<ul style="list-style-type: none">● 逸失利益の算定方法の規定（特許法第102条第1項）を新設。● 実施料相当額による損害額の算定において、特許発明の価値や、当事者の業務上の関係や侵害者の得た利益等の訴訟当事者間において生じている諸般の事情が考慮できるよう、「通常」を削除。（特許法第102条第3項）
平成11年 改正	<ul style="list-style-type: none">● 相当な損害額の認定規定（特許法第105条の3）を新設。
令和元年 改正	<ul style="list-style-type: none">● 侵害者利益のうち、特許権者の生産能力・販売力等を超える部分の損害を認定できるとする規定を導入（特許法第102条1項）● ライセンス料相当額による損害賠償額の算定にあたり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記（特許法第102条4項）

1. 証拠収集手続の強化

- ・「提訴後の新たな証拠収集手続の導入（査証制度）」を検討 ⇒ **令和元年改正**

2. 損害賠償額算定方法の見直し

- ・「特許法第102条第1項で覆滅された部分の相当実施料額」、「特許法第102条第3項の考慮要素の明確化」について検討 ⇒ **令和元年改正**
- ・「懲罰的賠償・利益吐き出し型賠償」 ⇒ **引き続き議論を深めていくべき。**

3. 紛争解決手段の選択肢の整備の検討

- ・「二段階訴訟制度」を検討 ⇒ **日本の民事訴訟法の体系に見合った制度の在り方について引き続き議論を深めていくべき。**

4. 訴訟にかかる費用負担軽減の検討

- ・「代理人費用等の負担配分」を検討 ⇒ **引き続き議論を深めていくべき。**

衆・経済産業委員会 附帯決議

- 一 特許法等の知的財産制度を有効に機能させ、かつ、その社会的役割が十分に発揮されるよう、制度の不断の見直しを行うとともに、制度運用の実効性を注視していくこと。
- 二 **いわゆる「懲罰的賠償制度」及び「二段階訴訟制度」の導入については、諸外国の動向も注視しつつ、引き続き検討すること。**
- 三 厳しい国際競争環境の下、懲罰的賠償制度の導入や証拠収集制度の見直し等、諸外国における知的財産制度改革が急激に進展する状況において、諸外国で活動する日本国民が不利になることのないよう注視し、状況の変化に応じてスピード感のある制度改革が実現できるよう、諸外国における関連情報の収集・分析を強化すること。

参・経済産業委員会 附帯決議

- 一 我が国産業の国際競争力強化やイノベーション創出等の重要性に鑑み、特許法等の知的財産制度が有効に機能し、その役割が十分に果たされるよう、諸外国における制度改革の進展に適切に対応しつつ、制度の不断の見直しを行うとともに、制度運用の実効性を注視していくこと。
- 二 新たに創設される査証制度については、営業秘密等の保護に留意しつつ、必要な査証が適切に実施され、実効的な権利保護が図られるよう、その運用について適宜検証し、必要な見直しの検討を行うこと。
- 三 **いわゆる「懲罰的賠償制度」及び「二段階訴訟制度」の導入については、諸外国の動向も注視しつつ、引き続き検討すること。**
- 四 意匠権の保護対象の拡充に当たっては、クリアランス負担の軽減や十分な審査体制の確保に努めること。

■ 世耕経済産業大臣答弁（参・経済産業委員会（令和元年5月9日））

今回の見直しに当たっても、悪質な侵害を抑止する観点から懲罰損害賠償制度の導入についても検討が行われました。しかし、今お話あったように、経団連等、一部産業界からは、これが濫用されることにつながるんじゃないかという懸念の声もありまして、賛否両論の議論があったというわけであります。

（略）今後も、**諸外国の動向や今回の見直しの運用状況、効果などもよく見ながら、懲罰賠償制度についても引き続き議論を深めてまいりたい**というふうに思います。

【知的財産推進計画2019】（2019年6月21日）

短期（2019年度）

本年通常国会で成立した、特許法等の一部を改正する法律に基づく、知財訴訟制度の見直しについて、適切な運用に向けた取組を見守るとともに、**同法の附帯決議に掲げられた事項について、内外の情勢を踏まえ、関係者の意見を聞きつつ検討。**

■ 知財戦略本部会合（令和元年6月21日）における世耕経済産業大臣の発言

今国会の特許法改正で、知財訴訟制度を抜本的に強化し、意匠権の対象を拡大いたしました。その際に、**附帯決議に掲げられた課題について、産業界を初めとする関係者の皆さんの御意見も丁寧に伺いながら、制度のさらなる強化に向けて、検討を深めていきたい**と思います。また、その際、**附帯決議にあります懲罰賠償制度のほかにも、侵害抑止効果を高める方策がありますので、よく研究していきたい**と思います。

1. これまでの議論
2. 今後の検討テーマ案
3. 議論の進め方

二段階訴訟

- ・ 裁判に時間がかかってしまうと、その間に他の技術や他社がマーケットに入り込んでしまう。したがって、**侵害の有無をスピーディーに判断することは、企業規模に関わらずメリット**となる。
- ・ **侵害の有無についてのみ判決が出るため、審理が早く、一度侵害が認定されれば、和解がまとまりやすい**と考える。被告の立場からも、早い判決によって次のビジネスに進みやすい。
- ・ **現状でも差し止めの仮処分の制度が存在し、早期の差し止めが可能**。また、裁判所は運用で二段階の審理を実施

損害賠償制度の更なる見直し

- ・ 極めて悪質な侵害の場合には、**例えば侵害者側に侵害行為で得た利益が手元に残らないようにするなど、悪質な侵害を防止するための制度等**についても引き続き検討することが必要。
- ・ 産業構造の中核がモノからコトへ転換していく中で、**損害額算定のベースがハードの視点からソフトウェアや広告の視点に対応できておらず、損害額算定について幅広い視点から議論を深めるべき**。
- ・ 知財紛争処理システムは「損害賠償額」の一面ではなく、「訴訟コスト」「公平性」「スピード」といった「全体で」機能しているかを多面的に評価すべき。

アマカス・ブリーフ制度

- ・ アメリカの裁判所は、**法律上の論点について第三者が提出した意見を参考にし、判決を下すことができる制度**がある。専門性が高く新しい分野である知財において、こうした制度の導入は検討できるのではないか。

アトニーズ・アイズ・オンリー

- ・ 当事者同士が競合企業であることが多い知的財産権侵害訴訟の分野では、競合企業である相手方当事者に対して、営業秘密を開示することに対する当事者の心理的抵抗が強いため、訴訟に必要な情報の開示が進まないという実態がある。そのため、**アトニーズ・アイズ・オンリーの制度を導入し、被疑侵害者の営業秘密の保護を図りつつ、訴訟に適切な証拠が提供されるようにすべき。**
- ・ 被開示者はあくまで外部の弁護士に限定すべき。

弁護士費用の敗訴者負担

- ・ 悪質な侵害について、**弁護士費用を敗訴侵害者の負担となるように特段の措置**をとるべき。

今回措置した論点と今後の検討テーマ案との関係

＜訴訟手続の実効性・効率性に係る論点＞

二段階訴訟制度

アミカス・ブリーフ制度

訴訟提起

侵害の有無の審理

侵害の有無
判断

損害額の審理

判決

＜侵害の有無に係る論点＞

査証制度導入

アトニーズ・アイズ・オンリー

＜損害賠償に係る論点＞

ライセンス料相当額の認定

損害賠償制度の更なる見直し

懲罰的賠償・利益吐き出し型賠償・関連する利益範囲の拡大等

弁護士費用の敗訴者負担

措置済みの論点

今後の検討テーマ案

1. これまでの議論
2. 今後の検討テーマ案
3. **議論の進め方**

今後の検討スケジュール

- 特許制度小委員会を月 1 ~ 2 回程度開催
- 企業・有識者等からのヒアリングや調査研究等を踏まえ、
積み残しの論点等についての議論



議論が深まった論点については
適時に方向性をとりまとめ

- 「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方に関する調査研究」

目的

- 国内外の知財紛争制度の実態を調査し、知財紛争処理システムの活性化に向けた検討の場における基礎資料とする。

調査研究内容・実施方法

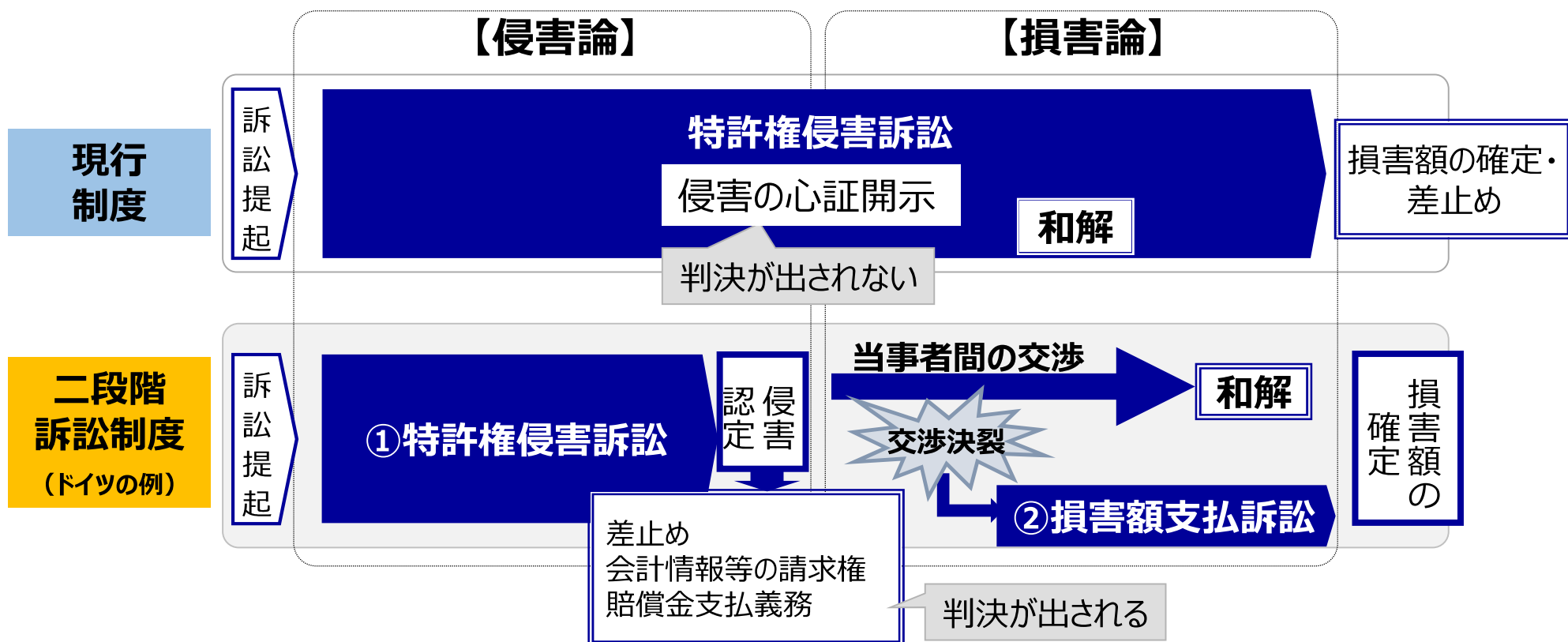
- 国内情報調査（特許権等侵害事件調査）
- 海外情報調査（特許権等侵害事件調査、訴訟制度調査）
- 国内アンケート調査（国内企業1200者程度、弁護士100者程度を対象）
- 海外質問票調査

- 日本の知財紛争処理システムにどのような課題があるか？
- その課題解決に向け具体的にどのような方策が考えられるか？
 - 提示した「今後の検討テーマ案」のうち、どの事項を優先的に検討すべきか？
 - 提示した「今後の検討テーマ案」以外に、検討すべき事項があるか？

<参考資料>

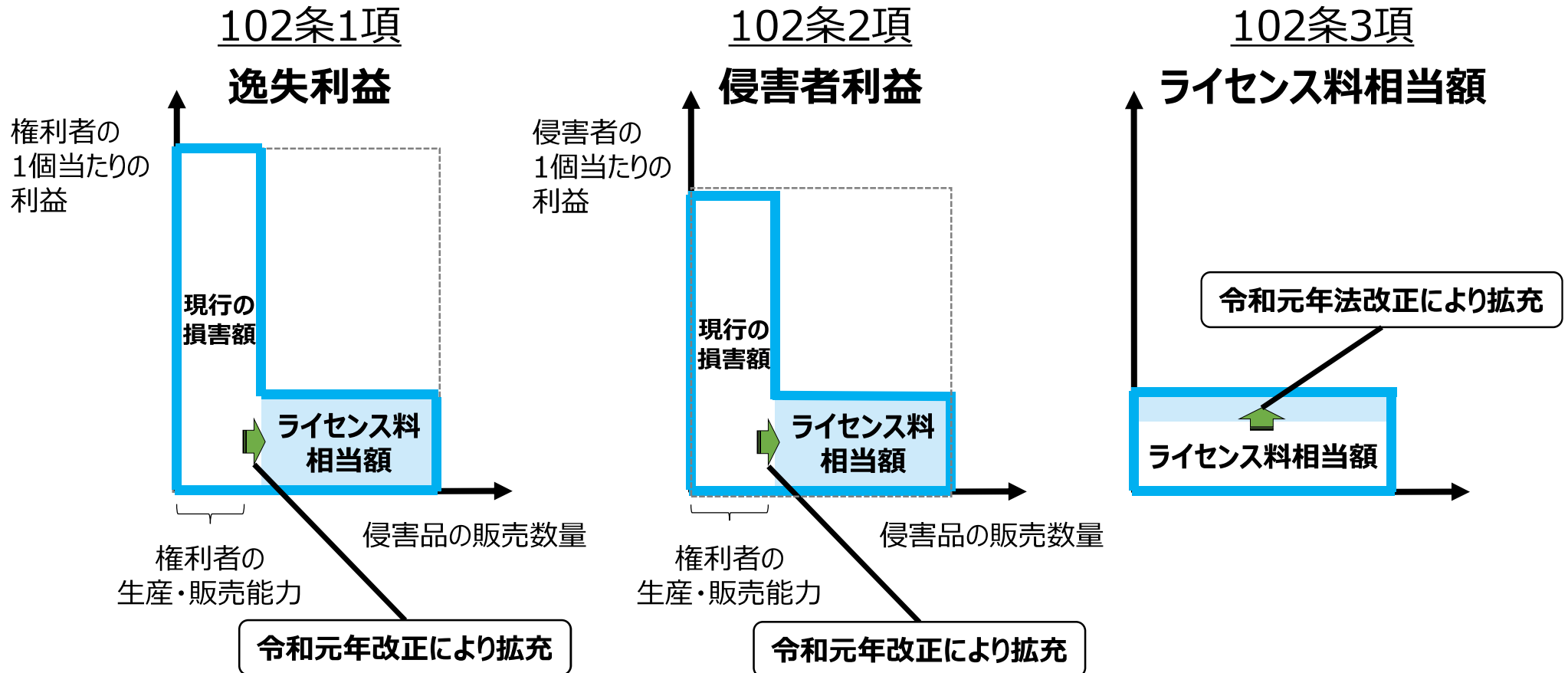
二段階訴訟制度

- 二段階訴訟制度（ドイツの場合）とは、
 - ①まず侵害の事実について判決を確定させ、
 - ②損害額については、当事者が合意できない場合のみ、改めて訴訟を提起する制度



損害賠償制度の更なる見直し①

● 現行特許法における損害賠償額算定方法



参考：知財高裁令元年6月7日大合議判決

- ・侵害者利益（102条2項）について、侵害者利益から控除すべき経費は侵害品の製造販売に直接関連して追加的に必要になったものに限定されると判示
- ・ライセンス料相当額（102条3項）について、侵害者が事後的に支払うべき実施料率は、通常の実施料率に比べて自ずと高額になると判示
- ・総額約1.4億円の賠償額

損害賠償制度の更なる見直し②

～諸外国・地域の制度～

米国・台湾



韓国 (本年7月施行)



中国 (審議中)



故意侵害に対する懲罰的賠償制度

- 米国・台湾・韓国では、認定された損害額の**3倍まで増額**が可能。
- 中国では、**5倍まで増額**を可能とする専利法（特許法）改正案が審議中。



EU指令

懲罰的賠償はやらない

侵害者利益の吐き出しによる賠償

- 「**侵害による利益を侵害者の手元に残すことは正義に反する**」という考え方。
- 権利者が不実施の場合や市場に競合品の存在がある場合でも、侵害者利益は権利者に帰属。



ドイツ



EU



イギリス

逸失利益の幅広い認定による救済

- 権利者の能力を超える部分の実施料率、**関連商品・サービス**の逸失利益などを幅広く認定。
- 侵害者利益の算定も選択可能だが、実務上は逸失利益が選択されることが多い。



フランス

事案に応じた賠償額の柔軟な認定

- ①権利者の逸失利益、②侵害者利益、③道義的損害（moral prejudice）を総合的に勘案し、**事案により三者の合計も可**。

アミカス・ブリーフ制度

	内容
米国のアミカス・ブリーフ制度の概要	<ul style="list-style-type: none">✓ 当事者以外の第三者が、係属中の事件についての情報又は意見を裁判所に提出する制度。✓ 原則として、全当事者の合意があるか裁判所の許可を受けたうえで意見を提出。✓ 知財分野の場合、特に訟務長官が提出するアミカス・ブリーフは、連邦最高裁の判断に多大な影響を与えているとされる。✓ 提出されたアミカス・ブリーフは、商用データベースや裁判所のウェブサイト等を通じて閲覧可能。
日本での取り組み	<ul style="list-style-type: none">✓ アップル vs サムソン事件（知財高判平成26年5月16日・平成25年（ネ）第10043号・裁判所HP [iPhone大合議事件]）において、現行の民事訴訟法の枠内で、当事者双方が訴訟上の合意をすることにより、当事者訴訟代理人において、広く一般から意見書の送付を受け付け。書面の提出を受けた訴訟代理人は、写しのうち1部を相手方に送付し、他の1部を裁判所に書証として提出。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none">• 特許法第180条の2：当事者系の審決取消訴訟が提起された場合、特許庁又は裁判所の発議により、特許庁長官は裁判所に対し意見を述べる旨規定。• 法務大臣権限法第4条：法務大臣は、国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟において、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、自らの意見を述べる旨規定。

Attorneys' Eyes Only : 訴訟手続において、営業秘密を含む機密性の高い情報については、
開示先を代理人のみに限定し、当事者には開示しない仕組み

日本

- 特許法第105条の4では、裁判所が営業秘密を開示した者に対して秘密保持命令をかけることができ、民事訴訟法第92条では、第三者の閲覧を制限することはできるが、当事者への開示を制限することはできない。

諸外国

フランス

セジーで差し押さえられた証拠は、申立人代理人の立ち会いの下で仕分けられ、侵害に無関係の営業秘密は申立人本人には開示されない。

ドイツ

査察において、黒塗り前の報告書は申立人代理人のみに開示。

イギリス

当事者の申立に基づいて、裁判所は営業秘密を閲覧可能な者を限定し、守秘義務を課す（Confidentiality club）。一般的には、相手方の代理人及び相手方の特定個人に閲覧を限定。

アメリカ

保護命令（protective order）により、秘密性の高いレベルの情報は弁護士のみアクセス可能とすることが多い。

弁護士費用の敗訴者負担

日本

- 民事訴訟法第61条では、訴訟費用は敗訴者が負担する旨規定。他方、弁護士費用は、相当因果関係が認められる範囲で認容されるが、一般的には損害賠償額の1割程度を認める運用が多い。
- 過去、司法制度改革審議会において検討された結果、平成16年に、当事者の双方共同の申立てがある場合に、弁護士費用を敗訴者負担とする制度を設けることを内容とする「民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出されたが、廃案となった。

諸外国

フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
裁判所の裁量により敗訴者負担	法定された一定報酬額について敗訴者負担	敗訴者負担が原則。負担額は裁判所が諸事情を考慮して決定	各自負担が原則であるが、訴訟に有効性がなく、悪意をもってなされている場合などは、裁判所裁量により敗訴者負担

第5回幹事会におけるヒアリング（案）

1 ヒアリング対象者

- 丸島俊介氏

丸島俊介法律事務所 弁護士

- 彦坂浩一氏

中島・彦坂・久保内法律事務所 パートナー弁護士

2 ヒアリング内容

- 国内民事紛争の国際化等に関し法テラスの対応力を強化するための方策について